

## ◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

## I. 放送日 令和5年1月20日（金）放送分

## 今週の話題

- (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告
- (2) 令和4年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内
- (3) 災害復興支援指定金と一般指定金の取り扱いについて

## (1) 豊橋善意銀行 週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔1月5日（木）～1月18日（水）分〕

○お金の寄付は、	合計	9件	102,968円
内訳			
自由預託金		2件	40,000円
災害復興支援指定金（ウクライナ難民救援募金）		1件	26,477円
チャリティーボックス募金		2件	7,016円
年末たすけあい		1件	1,764円
一般寄付金		3件	27,711円

今週の主な寄付は、ウクライナ難民救援募金として株式会社荒木石油様より26,477円をご寄付くださいました。本行では日本赤十字社を通してお届けします。ロシアの侵攻が終わることを願っています。本行は継続して募金受入を続けています。

- 品物の寄付は、食品、大人用オムツ、使用済切手等、合計17件ありました。  
地元の希望する福祉施設等へお届けしました。

## (2) 令和4年分 税制優遇措置を受けられる方へのご案内

令和4年中に、豊橋善意銀行へ、「維持会費」や「年末たすけあい活動」などへの寄付金をお寄せいただいた方は、税制面での優遇措置を受けることができます。この優遇措置を受けるには、確定申告を行っていただく必要がございますが、この際に、「受領書」と、豊橋善意銀行への寄付が、税額控除の対象となることを証明する「証明書の写し」が必要になります。

受領書は、ご寄付をいただく都度、発行しておりますが、銀行振り込みなどによりご寄付いただいた方で、まだお手元に受領書が届いていない方は、豊橋善意銀行までお電話にてご連絡ください。

また、「証明書の写し」は、豊橋善意銀行ホームページからダウンロードし、印刷してご使用いただくか、豊橋善意銀行事務局までお越しいただければお渡しさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、豊橋善意銀行事務局までお問い合わせいただくか、最寄りの税務署にご相談ください。

## (3) 災害復興支援指定金と一般指定金の取り扱いについて

豊橋善意銀行では寄付金の使途について指定される場合、災害復興支援指定金について、送料が発生する場合を除いて原則全額を支援先にお送りしております。また、福祉施設や福祉団体への指定される寄付金については手数料を頂いております。詳細については豊橋善意銀行にお問合せをお願いします。